

牧之原市災害時協力井戸登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における地域住民等の生活用水の水源確保を図るため、災害時協力井戸の登録手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時協力井戸 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定がされている井戸及び防火井戸（同項の規定による消防水利の指定がされていない井戸であって、消防の用に供するために設置されているものをいう。）以外の井戸であって、災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市長の登録を受けたものをいう。
- (2) 水質検査 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める項目のうち、別表に定める水質検査項目について、同法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う検査のことをいう。

(登録の申請)

第3条 災害時協力井戸の申請を受けようとする者は、災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 井戸の写真
- (3) 井戸の所在地の土地を所有し、又は管理していることを確認できる書類
- (4) 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸の水質が水質基準（生活用水に使用ができる基準として、水質検査において検査される項目をいう）に適合していることを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、必要に応じて現地調査した上で次条に規定する登録要件を審査し、登録を決定した場合は、災害時協力井戸登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、災害時協力井戸登録適否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録要件)

第5条 災害時協力井戸の登録要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 災害時に生活用水を必要とする場合、地域住民に対して無償で井戸水を提供することができること。
- (3) 井戸所有者が井戸所在地等の公表に同意していること。
- (4) 水質基準に適合している井戸であること。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は登録の日から起算して3年を経過する日の属する年

度の末日までとする。

- 2 市長は登録の有効期限が満了する前に、災害時協力井戸登録簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し登録の更新を受ける意思の有無を確認し、更新の意思があるときは有効期間を3年延長するものとする。

（標識の交付）

第7条 市長は第4条の登録をしたときは、災害時協力井戸指定標識（様式第3号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により標識を設置したときは、設置したことを証明する写真を市長に提出するものとする。

（登録者の維持管理）

第8条 登録者は、登録された井戸に係る維持管理として、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1） 井戸の安全な使用を確保するための水質検査及び修繕等を実施すること。
- （2） 前条の規定により交付を受けた標識を地域の住民が見やすい場所に掲示すること。

（登録の変更）

第9条 災害時協力井戸の登録内容に変更があったときは、災害時協力井戸登録変更申出書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、登録の内容を変更し、災害時協力井戸登録変更決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（登録の解除）

第10条 次に掲げる場合は災害時協力井戸登録解除申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- （1） 井戸を廃止した場合
 - （2） 井戸の使用を停止した場合
 - （3） 井戸を譲渡した場合
 - （4） 災害時に井戸水を近隣住民に提供することができなくなった場合
- 2 市長は、次に掲げる場合は、災害時協力井戸の登録を解除することができる。
 - （1） 前項の規定による申出があった場合
 - （2） 第5条の登録要件を満たさなくなった場合
 - （3） 登録者が第8条各号に掲げる維持管理等を怠ったとき
 - （4） その他市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき
 - 3 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第11条 災害時協力井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 災害時協力井戸における第三者の利用は災害時に限られ、利用時間は井戸所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- （2） 災害時協力井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

（免責）

第 12 条 災害時協力井戸の利用により、利用者の身体又は財産に被害が生じた場合、井戸所有者の故意による場合を除き、井戸所有者はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

災害時協力井戸登録申請書

年 月 日

牧之原市長

住所
申請者氏名
連絡先

次の井戸について、牧之原市災害時協力井戸登録事業実施要綱第3条の規定により、登録を申請します。

井戸の所在地		
井戸の設備		☐ つるべ式 ☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ その他（ ）
所有者	住所	☐ 申請者と同じ
	氏名	☐ 申請者と同じ
☐ 災害時に地域住民が井戸の提供を受ける際に、所在地に立ち入ることに同意します。 ☐ 井戸所在地を公表することに同意します。 ☐ 水質基準に適合しています。		

※添付書類

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 井戸の写真
- (3) 井戸の所在地の土地を所有、又は管理していることがわかる書類
- (4) 水質基準に適合していることを証明する水質検査結果
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

牧之原市長

年 月 日付けで申請のあった牧之原市災害時協力井戸の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

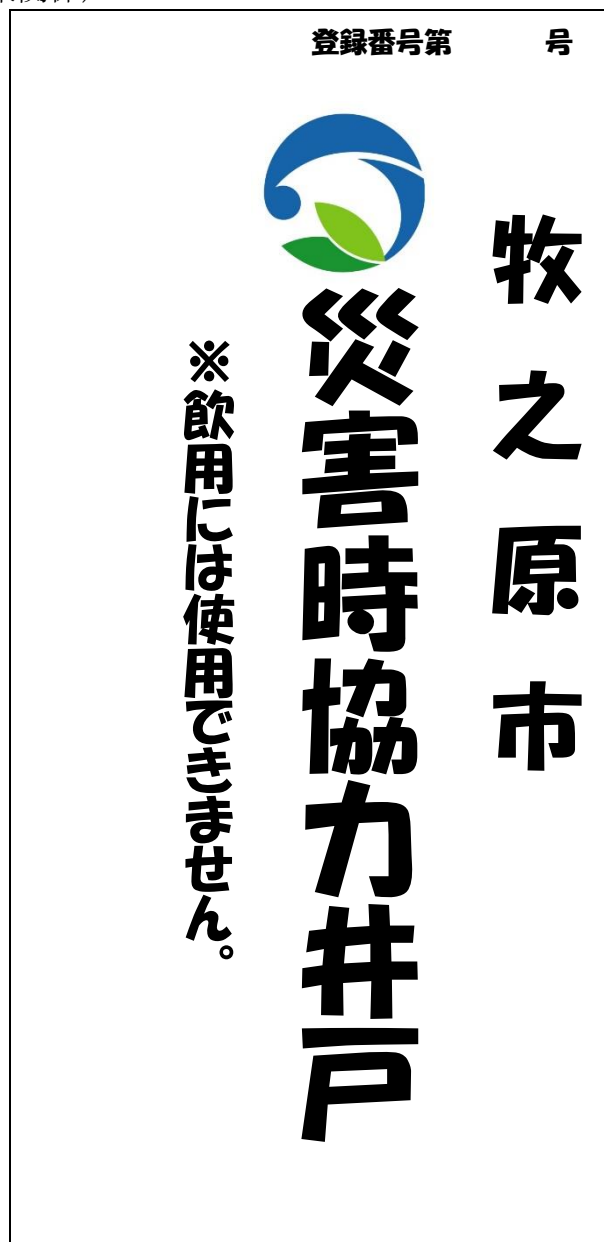
登録番号		第 号
井戸の所在地		
井戸の設備		☐ つるべ式 ☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ その他（ ）
所有者	住所	
	氏名	

(1) 災害により水道が断水になったときは、市民等へ生活用水の円滑な提供に努めてください。

(2) 災害時協力井戸の標識は①当該井戸の近く、及び②官地から見やすい場所に掲示してください。

登録申出のありました井戸につきまして、内容を審査しましたが、災害時協力井戸としての登録要件を備えていないものと判断しました。

様式第 3 号(第 7 条関係)



標識の仕様

縦 300mm

横 200mm

材質 アルミ複合板

地色 白色

文字色 黒色

様式第 4 号（第 9 条、第 10 条関係）

災害時協力井戸登録（変更・解除）申請書

年 月 日

牧之原市長

住 所
申請者 氏 名
連 絡 先

年 月 日付けで申請のあった牧之原市災害時協力井戸登録制度実施要綱第 9 条及び第10条の規定により、災害時協力井戸の（変更・解除）について申請します。

登録番号		第 号	
		☐ 変更前 ☐ 解除	変更後
井戸の所在地			
井戸の設備		☐ つるべ式 ☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ その他（ ）	☐ つるべ式 ☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ その他（ ）
所有者	住所		
	氏名		
変更・解除理由			

※添付書類（変更の場合のみ添付）

- （１）井戸の写真
- （２）設置場所の位置図

様式第 5 号（第 9 条、第 10 条関係）

第 年 月 日

様

牧之原市長

災害時協力井戸登録（変更・解除）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牧之原市災害時協力井戸の登録（変更・解除）について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項		☐ 変更 ☐ 解除	
登録番号		第 号	
変更後の内容	井戸の所在地		
	井戸の設備		☐ つるべ式 ☐ 手押しポンプ ☐ 電動ポンプ ☐ その他（ ）
	所有者	住所	
		氏名	
解除理由			

別表（第2条関係）

水質検査項目（11項目）

No.	項目名
1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	塩化物イオン
6	有機物（全有機炭素（TOC））
7	pH値
8	味
9	臭気
10	色度
11	濁度